

しんぎかだい せんてい 審議課題の選定について

1 くみんかいぎ しんぎかだい 区民会議の審議課題について

くみんかいぎは、くにおけるちいきしゃかいの課題を把握し、さんか^{※1}ときょうどう^{※2}により、そのかいけつをほかるためのほうしんおよぼうさくについてちようさしんぎをおこなう調査審議を行います。

たとこそだしえんみじかかんきょうかいぜんかつせいかくみんちいきかつどうひびの暮らしの中であらゆるちいきしゃかいの課題を議論しながらきょうつうりかいはかかいけつほうこうせいぐたいてきかいけつほうほうしんぎ方向性や具体的な解決方法を審議します。

【審議課題の選定について】（区民会議条例施行規則第2条）

- ① くみんかいぎいんみずかかつどうつうはあくかだい
区民会議委員が自らの活動を通じて把握した課題
- ② くやくしよぎょうむつうはあくかだい
区役所が業務を通じて把握した課題

※1 さんか しみん く暮らしやすいちいきしゃかいをつくるために、しせいしゅたいてきこうどうすること（川崎市自治基本条例第3条第2号）

※2 きょうどう しみん し きょうつうもくてきじつげんやくわりせきんに
きょうどう しみん し きょうつうもくてきじつげんやくわりせきんに
お互いを尊重し、たいとうかんけいたきょうりよく
お互いを尊重し、対等な関係に立って協力すること。（同第3条第3号）

2 しんぎかだい せんてい なが 審議課題の選定の流れ

Step 1 かくいいんだじぜんあんけーとかくにん
各委員から出された事前アンケートの確認（資料2）



Step 2 かいけつはかもくひょうほうしんけつてい
解決を図るための目標（方針）の決定（資料3）



Step 3 ぐたいてきしんぎかだいせんてい
具体的な審議課題の選定（資料3）